

裁判長  
認印



調 書 (決定)

事件の表示	令和2年(才)第1481号 令和2年(受)第1805号
決定日	令和3年3月5日
裁判所	最高裁判所第二小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官	岡村和 美 菅野博 之 三浦 守 草野 耕 一
当事者等	上告人兼申立人 今井 豊 被上告人兼相手方 群馬 県 同代表者知事 山本 一 太
原判決の表示	東京高等裁判所令和2年(ネ)第963号(令和2年9月10日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

P-3th

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和3年3月5日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 萌 出 義 信



最高裁判所第二小法廷

令和3年3月5日

これは正本である。



裁判所書記官 崩出 義信